

国民健康保険のお知らせ

限度額認定申請および更新について

70歳未満の加入者が入院時に「限度額適用認定証」を医療機関等へ提示すれば、医療機関等ごとの窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までとなり、住民税非課税世帯の方は、さらに入院時の食事代も減額されます。

また、70〜74歳の住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

限度額適用または限度額適用・標準負担額減額認定を受けるためには、事前に申請が必要です。

現在交付している認定証の有効期限は7月31日(火)です。8月以降も提示予定のある方、新たに申請される方は、健康保険課または吉川支所までお手続きにお越しください。

高齢受給者証を更新します

70〜74歳の加入者に交付している高齢受給者証の有効期限は7月31日(火)です。新しい高齢受給者証は、平成23年中の所得により自己負担の割合を再判定し、7月下旬に郵送します。

問合せ 健康保険課

☎739-3422

国民年金保険料の免除・納付猶予

経済的な理由などにより国民年金保険料を納めることが困難な方については、申請により保険料の全額または一部が免除・納付猶予される制度があり

ます。ただし、免除・納付猶予には前年中の所得の申告が必要です。

▼対象 自営業・学生などの1号被保険者

▼持ち物 年金手帳、印鑑(学生は学生証または在学証明書が必要)

問合せ

豊中年金事務所

☎06-6848-6831

健康保険課

☎739-3422

介護保険施設における居住費・食費の負担限度額認定申請について

介護保険施設への入所やショートステイ利用の場合、居住費(家賃や光熱水費)および食費は自己負担となりますが、所得が低い方の負担が重くならないように軽減策が設けられています。この軽減を受けるためには申請が必要です。

①対象となるサービス(居住費・食費)

- ・介護老人福祉施設サービス(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設サービス
- ・介護療養型医療施設サービス(介護保険適用の療養病床)
- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

②対象となる方・軽減の内容

下記列表の第1段階から第3段階に該当する方が軽減の対象です。申請により、所得などの状況に応じて居住費・食費の負担限度額(上限)を設定します。

問合せ 高齢障害福祉課

☎739-3421

乳幼児医療証の更新手続きはお済みですか?

有効期限が6月30日までの乳幼児医療証をお持ちの方で、更新の手続きがお済みでない方は、早めの手続きをお願いいたします。

なお、既に更新手続きがお済みの方には、7月1日以降有効の新しい医療証を6月30日までにお送りしています。

提出先 健康保険課、吉川支所

問合せ 健康保険課

☎739-3422

乳幼児医療費助成制度の拡大について

平成23年4月1日より小学生の入院医療費の助成を開始しました。

対象 健康保険の資格のある小学

生で保護者の方の前年(6月までは前々年)の所得額が所得制限額以下の方。

▼助成内容 平成23年6月診療分以降の保険適用となる入院医療費の自己負担分(健康保険から支給される高額療養費・附加給付を除く。)の一部

診療月の翌月から1年以内の申請に限りです。

▼申請方法 左記のものを持参のうえ申請ください。

・領収書(要原本)

・高額療養費、附加給付の支給決定通知

・印鑑(スタンプ印不可)

・対象者の健康保険証

・保護者の所得証明書(転入により所得確認が出来ない場合)

問合せ 健康保険課

☎739-3422

別表

利用者負担段階	該当要件	居住費(滞在費)日額				食費日額
		ユニット個室	ユニット標準個室	従来型個室(注1)	多床室	
第1段階	①住民税世帯非課税かつ老齢福祉年金を受けている方 ②生活保護を受けている方	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	820円	490円	490円(420円)	320円	390円
第3段階	①住民税世帯非課税で第2段階に該当しない方 ②住民税課税者がある高齢者世帯で特例減額措置を受けられる方(注2)	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	320円	650円
第4段階(対象外)	①同じ世帯内に住民税課税者があるが本人は住民税非課税の方 ②住民税を課税されている方	1,970円	1,640円	1,640円(1,150円)	320円	1,380円

注1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)と短期入所生活介護の場合、従来型個室の居住費(滞在費)は第1段階320円、第2段階420円、第3段階820円、第4段階1,150円となります。

注2) 利用者負担段階が第4段階の方で高齢者夫婦世帯などの場合、一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することにより在宅で生活される配偶者が生計困難になるなど一定の要件を満たした場合は、申請により第3段階と同じ負担限度額の『特例減額措置』を受けることができます。ただし、短期入所生活介護(ショートステイ)の利用は適用されません。

後期高齢者医療 被保険者証 が変わります

平成24年8月から、「後期高齢者医療被保険者証」が「薄緑色」に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留(転送不可)で送付されます。有効期限は平成25年7月31日までの1年間となっております。

また、現在お持ちの被保険者証(^{だいたい} 橙色)の有効期限は、平成24年7月31日までとなっており、それ以後はご使用になれませんでお気をつけください。

なお、新しい被保険者証(薄緑色)は、お手元に届いたときからご使用いただけます。

○有効期限の過ぎた被保険者証は、健康保険課または吉川支所へお返しいただくか、ご自身での破棄をお願いします。(年度途中で負担割合や住所などに変更があった方で、現在も古い被保険者証をお持ちの場合は、健康保険課または吉川支所へお返しください。)

○被保険者証の送付の際に「ジェネリック医薬品希望カード」を同封しています。ジェネリック医薬品を希望される場合は、そのカードを医師・薬剤師に提示してください。

保険医療機関等での自己負担割合について

自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度(4月から7月までは前年度)の「地方税法上の各種所得控除後の所得(課税標準額)」により定期判定を行います。

医療機関での自己負担割合は、「一般の方は1割」、「現役並み所得者は3割」となります。

【現役並み所得者の判定】

「地方税法上の各種所得控除後の所得(課税標準額)」が145万円以上ある後期高齢者医療制度の被保険者及びこの方と同じ世帯に属する被保険者は、すべて現役並み所得者として3割負担となります



平成24年8月1日から(薄緑色)

●同一世帯内の被保険者全員の住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円未満の場合



1割負担
(一般)

●同一世帯内に住民税の課税所得(各種控除後の所得)が145万円以上の被保険者がいる場合
※この世帯に属する被保険者は、個人の所得が課税標準額145万円未満であっても3割に判定されます。



3割負担
(現役並み
所得者)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯(低所得I、II)に属する被保険者が対象となります。

現在、交付されている減額認定証の有効期間は平成24年7月31日までとなっており、引き続き8月1日から有効となる減額認定証の交付を受けるためには、必ず7月中に健康保険課または吉川支所で手続きをしてください。

これまで交付を受けていなかった方でも、対象となり交付を希望される場合は、随時、健康保険課または吉川支所で申請することができます。

▶ 問合せ

◎ 制度全般に関すること

大阪府後期高齢者医療広域連合 事務局

おもな業務内容	担当	電話番号
保険料、被保険者資格、被保険者証等に関すること	資格管理課	06-4790-2028
給付事務、保健事業(健康診査等)、医療費通知、レセプト点検に関すること	給付課	06-4790-2031
事務局庶務、予算編成・経理、広域連合議会、広報広聴に関すること	総務企画課	06-4790-2029

◎ 保険料の納付、その他各種届出に関すること 健康保険課 ☎ 739-3422